

○横路委員 ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、せっかくですから、山井さんがおられるので、子供の貧困政策について幾つかお尋ねします。

まず、日本の特徴というのは、一人親家庭の貧困率が異常に高いということですね。それから、従来は、所得の再配分をやったら、むしろ貧困率は上がっているということでありました。これを是正するために、子ども手当とか高校の授業料の無償化という政策を進めてきたと思うんですね。なおかつ、母子家庭の母親ほど、これは日本ほど働いている親はいないんですよ。世界で一番働いているんです。それにもかかわらず、なかなか、貧困率が高い、これが直らない。

一つは、やはり雇用なんですね。人間の社会の中で、これはいつの時代でも、どこの国でもそうですが、人々が生きていくために必要な要素、非常に大きな要素は、一つは、まずやはり平和であるということです。もう一つは、働く仕事があって、その仕事を一生懸命やればその収入で生活ができるというのは、社会的基盤の非常に大きなウエートなんですよ。日本社会の、生活保護を含めたいろいろな問題が出てきているのは、ここが崩れたからなんですね。これは、小泉さん、竹中さんの改革以来、ずっと崩れてきているわけですよ。アメリカ的なやり方が入ってきた。

問題は、どうすることになるかということ、雇用ですから、最低賃金を引き上げるとか、ヨーロッパは同一価値労働同一賃金ということになります。そして、子供に対する保育や教育へのいろいろな配慮ということが必要なんですね。

参考になるのは、イギリスのブレア政権が政権をとったときにやった政策があるんです。

一つは、労働時間を、残業も含めて週四十八時間、上限規制ですね。それから、インターバルが十一時間。十一時間、間をとるということ。それから、最低賃金千円の、最低賃金制度というものをつくりました。それから、年休は四週間で、そのうちの二週間は連続してとらなければいけないとか、小学生以下の子供それから十八歳以下の障害児を持っている親は働き方を企業に対して要求できるというような、生活と仕事の両立政策というのをブレア政権は出しまして、これでその前のサッチャー時代の貧困を解消していこうということで、成果を上げているんです。

日本でも、ともかく、最賃だとか同一価値労働同一賃金、それから、もっと子供の保育や教育に対する支援、これがやはり不十分だから一人親の家庭の貧困率が非常に高い、一番働いているけれども高い、こういう現状だと思いますが、山井さんの見解を。

○山井議員 横路委員にお答えを申し上げます。

まず最初に、この子どもの貧困対策法、今回審議することができることになりました。これはやはり、あしなが育英会出身の下村文部科学大臣のリーダーシップのもと、与野党が本当に協力し合いながら、こういう審議ができることになったこと、また、古屋先生初め公明党の皆さんにも大変応援をしていただきまして、ここまでこぎつけました。そういう意味では、この子どもの貧困対策法、何としても成立させねばと思っております。

今、横路委員御指摘のように、なぜ日本の一人親家庭の貧困率が五〇%を超えて、国際的にこれだけ高いのか。

ここにグラフもございしますが、例えば、あしなが育英会さんの、遺児の母親の年収の推移によりますと、一九九八年には平均で年収が二百一十万円だったものが、二〇一〇年には百十三万円というふうに、半分ぐらいに減ってきているわけですね。そういう意味では、お子さんを抱えて、お母さんは必死になって働いている。しかし、それでも貧困から脱することができない。

まさに横路委員が御指摘のように、これは構造的な問題でありまして、最低賃金の引き上げや、ヨーロッパのようにパート労働についての同一価値労働同一賃金を実現し、差別をなくす政策が必要であると考えております。

さらに、今回の子どもの貧困対策法が成立しましたら、今審議をしております生活困窮者支援法の中でも、無料学習支援教室や職業訓練の実施、就労支援、そういう政策の後押しにもなると思いますし、また、政府が下村文科大臣を先頭に検討しておられます給付型奨学金、こういうものの後押し効果もあると考えております。

○横路委員 貧困というのは貧困の連鎖があって、貧困が、教育だとか健康だとか、あるいは就職だとかという

ことに非常に影響を及ぼすと言われていました。

一時、学力の低下というのが非常に問題になりましたが、あれは調べてみますと、例えば五分位にしますと四分位、上から八割のところは別に何も下がっていないんですが、最後の二割のところの下がり方が激しいんですね。だから、あれは、全体で時間をふやすのではなくて、下の二割に対する補習授業などをやって、そこの底上げをすることが本当は必要だったんですね。それが、文部省は方針を間違えたというように私は思っております。

しかも、そのことが、割と親の収入に比例してそういう構造になっているというのも、悲しいかな、日本の社会の現実でございまして、やはり何と云っても、貧困を解消していかなければ、日本の将来も子供の将来もありません。

ということで、今回の法律になったわけですが、そのためにどうするか。問題は、貧困を減少させて、解消させるというならば、やはり数値目標を持って、イギリスのようにやった方がいいんじゃないかと私は思いますけれども、いかがですか。

○山井議員 横路議員の御質問にお答えを申し上げます。

私たち野党提出の法案では、子供の貧困率、一人親世帯の家庭の貧困率の削減を、三年ごとに発表されますが、それを毎回一〇%ずつ下げる、改善させることを目標にするということを明記しております。

それはどういう意味かといいますと、やはり、政府に子供貧困対策を丸投げするということではなく、立法府として、強力かつ迅速に子供の貧困率を削減するという明確な意思を示す必要があるということ。

それと、この子ども貧困対策法にとって一番重要なのは、実効性ということであります。実効性というのは何かというと、後々、その法律の実効性を検証できねばなりません。その意味では、こういう数値目標は、実効性を担保する一つの有力な方法であると思っております。

例えば、あしなが育英会の職員を昔されておりました山本孝史参議院議員を中心に、がん対策基本法というのがつくられましたが、がん対策基本法の中でも、十年以内のがんによる死亡者を二〇%削減するという数値目標が掲げられまして、ここにグラフもございまして、やはり、おおむねその削減目標どおりに、今、がんによる死亡者が減ってっております。その意味では、このような数値目標をつくっていくことが実効性を高める一つの方法ではないかと思っております。

ちなみに、政府の法律で、閣法で農業対策基本法というものもございまして、これも、農業対策基本計画の中で、食料自給率を四一%から五〇%に引き上げていくという数値目標を入れているところでございます。

以上です。

〔西川（京）委員長代理退席、委員長着席〕

○横路委員 この問題は、超党派でよく話して、いい法律にしていきたいというふうに思います。

終わります。